

幕末の武士の中に、9条の精神は生きていた



賀来（かく）家のルーツは大分で800年前に遡る。一族が残した壮大な記録が見つかった。中でも幕末、賀来家は民間初の鉄製大砲を造りあげ、その快拳は全国にとどろいた。しかし突然、大砲を破壊し、製造を中止する。動乱の中、賀来家の思いとは異なる形で利用されたからだった。

「ファミリーヒストリー」で紹介された賀来千香子のご先祖（幕末に反射炉を築き大砲を鑄造した豊前佐田の賀来惟熊）の歴史が、まさに非武装中立主義の思想と実践の見本でしたよね。日

本人の中に、武士の中に、9条の精神は生きていたということの、雄弁で説得的な証明だった。（NHK ファミリーヒストリー「賀来千香子～大砲鑄造 無念の破壊～」2019年6月21日 より）

1947年に施行された日本国憲法は、全部で11章・103条によって構成されるものですが、第2章「戦争の放棄」は第9条の1つの条文で成り立っています。

第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、

国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

憲法9条とは

憲法9条は、1項で「戦争の放棄」、2項で「戦力の不保持」と「交戦権の否認」を定めていて、憲法の基本原則の1つ「平和主義」を規定しています。政府は、自衛権まで否定するものではないという見解を示していて、自衛隊は、「我が国を防衛するための必要最小限度の実力組織であり、憲法に違反するものではない」としています。これに対し、憲法学者の中からは、「憲法を文字通りに読めば、自衛隊は違憲としか言えない」という主張が出ています。（NHK「政治マガジン」より）